○法務省告示第四百三十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　略］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府若しくはスペイン王国政府に対するワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府若しくはハンガリー政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とボルトガル共和国政府若しくはアルゼンチン共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。次号において同じ。） ［五の二～四十二　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　同上］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府若しくはスペイン王国政府に対するワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府若しくはハンガリー政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とボルトガル共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。次号において同じ。） ［五の二～四十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○法務省告示第四百三十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年九月十九日

法務大臣　上川　陽子

和歌山地方法務局所属　　中辻　守

○法務省告示第四百三十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十九年九月十九日

法務大臣　上川　陽子

住所　東京都葛飾区白鳥１丁目３番７―101号
エムディ・マハブブ・ラハマン　昭和58年１月１日生
アロワ・ラハマン　平成26年12月14日生

住所　大阪市西区江之子島１丁目９番15―606号
李忍　昭和40年１月16日生

住所　名古屋市北区楠味鋺２丁目205番地６
邨亮　昭和57年５月２日生
貴彬　昭和57年８月14日生

邨沢源　平成21年９月23日生
邨子涵　平成26年２月18日生

住所　大阪市生野区巽北３丁目10番18号
金美和　昭和55年12月５日生

住所　茨城県古河市諸川1862番地34
ウィリアム・チェング　昭和59年１月２日生

住所　大阪市天王寺区松ケ鼻町10番22号
權満之　昭和35年10月30日生
權詩保美　平成６年７月22日生

住所　大阪市城東区古市２丁目６番63―1217号
朴賛祐　昭和40年３月13日生
洪敏美　昭和45年２月26日生
朴理恵　平成10年８月12日生
朴麻友　平成14年５月15日生

住所　東京都小金井市東町１丁目33番２号
劉春来　昭和56年２月26日生

住所　沖縄県浦添市内間１丁目３番15号
アントニナ・マリアノ・モロミカワ　昭和53年６月13日生

住所　東京都港区芝浦４丁目22番１―2618号
李光宇　昭和63年５月３日生

住所　東京都足立区梅島２丁目13番６号
晁暁光　昭和52年３月25日生
徐雅莉　昭和53年10月１日生
晁雨熙　平成20年４月９日生
晁弥陽　平成23年２月18日生

住所　埼玉県行田市長野４丁目10番地１
ファン・タン・ハオ　昭和53年10月10日生

住所　神奈川県海老名市杉久保南５丁目10番10―203号
ファン・ティ・ゴック・ディェプ　昭和55年１月12日生

住所　大阪府摂津市別府３丁目２番12号
康在彦　昭和44年６月26日生

住所　大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目25番８号
朴亜希　昭和53年11月17日生

住所　大阪市住吉区万代５丁目７番13号
裴海元　昭和55年５月８日生
朴恩星　平成24年７月11日生
朴宏男　平成27年10月25日生

住所　山口県宇部市黒石北３丁目８番25号
金光司　昭和42年５月２日生

住所　山口県宇部市東梶返１丁目５番43―10号
金光夫　昭和49年８月28日生